

ご本人さま確認書類について

ご本人さまが個人情報保護法（以下「法」といいます。）第 32 条第 2 項による利用目的の通知又は法第 33 条第 1 項による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、ご本人さま確認書類をご提出いただきます。

ご本人さまの代理人の方がご請求になる場合には、ご本人さま及び代理人の双方の確認書類が必要となります。

また、ご本人さまが 14 歳以下の場合には、ご本人さまの法定代理人にご請求いただきます。

各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

1. ご本人の場合

有効期間内の次の書類のうち、いずれか 1 通が必要となります。

（注：コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。）

•運転免許証のコピー

（本籍地の項目は、不必要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願いいたします。）

（注）住所変更されている場合には、住所変更手続をなさった上で、「裏面」のコピーも添付ください。

•住民基本台帳カードのコピー

（注）「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの [B タイプ]。

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

•旅券（パスポート）のコピー

（注）顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要です。

•各種年金手帳のコピー

•各種福祉手帳のコピー

•各種健康保険証のコピー

（注）住所欄には必ず現住所をご記入ください。

•外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合）

2. 代理人の場合

3 ヶ月以内に発行された次の書類

•親権者（民法 818 条）の場合

戸籍謄本、戸籍抄本等、本人との関係を証する書類

•成年後見人（民法第 8 条、第 843 条）の場合

登記事項証明書

•未成年後見人（民法第 839 条、第 840 条）の場合

登記事項証明書

•任意代理人の場合

本人が自署、押印した委任状（原本）

（注：本人が 15 歳以上である場合に限りです。）

3. 成年後見人が法人である場合

登記簿謄本、登記簿抄本、現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書のいずれか。

（注：3 ヶ月以内に発行されたものに限りです。）

（注意）

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。

また（写し）とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれません。